12　事務局長は、この協定により職員（事務局長自身を除く。）に与えられる免除が正義の実現を阻害するものであると事務局長が認める場合において、委員会の利益を害することなく当該免除を放棄することができるときは、当該免除を放棄する権利及び義務を有する。委員会は、この協定により事務局長に与えられる免除を放棄することができる。（第一四条関係）

13　委員会は、日本国において契約（職員に関する規則に従って締結される契約を除く。）を締結する場合において、契約の他方の当事者の要請があるときは、仲裁条項を含めなければならない。この協定の解釈若しくは適用に関する委員会と政府との間の紛争又は委員会と政府との間の関係に対して影響を与える問題であって、交渉又は他の合意された解決方法によって解決されないものは、仲裁裁判所に付託する。（第一五条関係）

14　委員会は、常に裁判の正当な運営を容易にし、警察法令並びに火災防止、公衆衛生及び労働監督に関する法令その他これらに類する法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権、免除及び便益の濫用を防止するため、日本国の関係当局といつでも協力しなければならない。この協定によって与えられる特権及び免除を害することなく、日本国の法令を遵守することは、委員会並びに特権及び免除を享有する全ての者の義務である。（第一六条関係）

◇万国郵便連合憲章の第九追加議定書（条約第四号）（外務省）

この万国郵便連合憲章（以下「憲章」という。）の追加議定書は、万国郵便連合（以下「連合」という。）の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、憲章を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　連合の文書において使用される用語の定義を追加し、又は変更する。（憲章の追加議定書第二条により改正される憲章第一条の二関係）

2　万国郵便条約の下位文書である施行規則の統合に伴い、「通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則」の語を「万国郵便条約及び」その施行規則」に置き換える。（憲章の追加議定書第三条により改正される憲章第二二条関係）

◇万国郵便連合一般規則の第一追加議定書（条約第一五号）（外務省）

この万国郵便連合一般規則（以下「一般規則」という。）の追加議定書は、万国郵便連合の運営等に関する事項についての所要の変更を加えるため、一般規則を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　大会議の権限を追加する。（一般規則の追加議定書第一条により改正される一般規則第一〇三条関係）

2　管理理事会及び郵便業務理事会の代表者の資格要件を緩和する。（一般規則の追加議定書第二条により改正される一般規則第一〇六条等関係）

3　郵便業務理事会による施行規則の改正の要件を緩和する。（一般規則の追加議定書第四条により改正される一般規則第一一三条等関係）

4　理事会の提案による大会議の議案に対する修正案の提出の要件等を追加する。（一般規則の追加議定書第九条により追加される一般規則第一三八条の二関係）

5　大会議間における万国郵便条約等の改正の議案の審査期間を短縮する。（一般規則の追加議定書第一〇条により改正される一般規則第一四〇条関係）

◇万国郵便条約（条約第一六号）（外務省）

この条約は、国際郵便業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の条約を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　条約

(一)　国際郵便業務に適用される共通の規則（第一部）

定義、普遍的な郵便業務、万国郵便連合憲章に定める継越しの自由の原則の具体的な適用、郵便物の帰属、郵便切手、違反行為、個人情報の取扱い、外国における通常郵便物の差出し等について規定している。

(二)　業務の質に関する基準及び目標（第二部）

加盟国又はその指定された事業体が定める業務の質に関する基準及び目標について規定している。

(三)　料金及び割増料金並びに郵便料金の免除（第三部）

各種の郵便業務に関する料金及び割増料金並びに郵便料金の免除について規定している。

(四)　基礎業務及び追加の業務（第四部）

加盟国が確保する基礎業務及び追加の業務について規定している。

(五)　禁制並びに税関及び関税に係る事項（第五部）

引き受けられない郵便物及び禁制並びに税関検査及び関税その他の課金について規定している。

(六)　責任（第六部）

調査請求、指定された事業体の責任及び賠償金、差出人の責任等について規定している。

(七)　補償金（第七部）

継越料、到着料及びその料率、業務の質を改善するための基金、小包郵便の陸路割当料金及び海路割当料金、航空運送料等について規定している。

(八)　任意の業務（第八部）

ＥＭＳ業務及び統合された物流管理業務並びに電子郵便業務について規定している。

(九)　最終規定（第九部）

この条約及びその施行規則に関する議案の承認の条件、大会議の際に提出される留保並びにこの条約の効力発生及び有効期間について規定している。

2　最終議定書

条約の規定に対する留保を内容としている。

我が国は、外国における通常郵便物の差出しについて一部の加盟国から付された留保規定について留保を付し、また、盲人用郵便物についての郵便料金の免除について留保を付している。（最終議定書第三条及び同第五条関係）

◇郵便送金業務に関する約定（条約第一七号）（外務省）

この約定は、郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　約定

(一)　総則（第一部第一章）

(1)　この約定が対象とする郵便送金業務の範囲について規定している。（第一条関係）

(2)　この約定において使用される用語を定義している。（第二条関係）

(3)　加盟国は、郵便送金業務を監督する政府機関及び業務を実施する指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する旨規定している。（第三条関係）

(4)　加盟国及び指定された事業体の役割を規定している。（第四条及び第五条関係）

(5)　資金の帰属、資金洗浄等に係る犯罪への対処、秘密性及び個人情報の利用並びに情報の交換が技術的中立の原則（郵便送金業務の提供が特定の技術の利用に依存しないこと）に従うことについて規定している。（第六条～第九条関係）

(二)　一般原則及び業務の質（第一部第二章関係）

ネットワークを通じた利用の容易さの確保、資金の分離、郵便送金指図の実施、料金の設定等郵便送金業務に関する一般原則及び業務の質について規定している。

(三)　電子データの交換に関する原則（第一部第三章関係）

相互運用性のあるシステムを用いた電子データの交換、電子データ交換の安全性の確保等について規定している。

(四)　郵便送金指図の処理（第二部第一章関係）

郵便送金指図の預入れ、入力及び送達に係る条件については、この約定の施行規則に定めること並びに受取人の本人確認及び資金の引渡し、限度額及び払戻しについて規定している。

(五)　調査請求及び責任（第二部第二章関係）

調査請求及び指定された事業体の責任について規定している。

(六)　財務関係（第二部第三章関係）

会計規則及び財務規則並びに決済及び清算について規定している。

(七)　経過規定及び最終規定（第三部）

留保、この約定に明文の定めのない事項については万国郵便条約を準用すること、この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件、この約定の効力発生等について規定している。

2　最終議定書

約定の規定に対する留保を内容としている。